

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県 外1名

被告準備書面(6)

令和元年11月28日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告	岐阜県	訴訟代理人
弁護士	端 元 博	保
弁護士	伊藤 公郎	
弁護士	池田 智洋	
弁護士	市橋 優一	
電話	058-263-1433	
FAX	058-263-6697	

情報の保有の適法性

1、原告らは、情報の抹消請求権の発生根拠として、その情報が違法に収集されたこと、と述べる(原告ら第10準備書面)。

すると、一般論として、岐阜県警察の情報収集行為は、既主張のとおり、適法であることから、仮に情報を取得し、保有していたとしても、情報の抹消請求権は発生しないこととなる。

2、そして、被告岐阜県との関係で、岐阜県個人情報保護条例23条の3が規定する「利用の停止請求」に該当するので、消去請求ができる、とする(同上)。

しかし、岐阜県警察の行う、情報の収集・利用は、警察法や岐阜県個人情報保護条例の規定に則り、各種法令の範囲内で適正に行われていることから、岐阜県個人情報保護条例23条の3には該当せず、消去請求はできないこととなる。

3、以上のとおり、被告岐阜県に情報の保有に関する違法性は存しないことから、抹消の必要はない。

以上